

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【農業者年金基金】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日30日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	農林水産省
法人名	農業者年金基金

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)及び現中期目標に基づき売却した柏職員宿舎(平成21年度簿価42,649千円)の売却代金(67,507千円)を平成23年3月31日に国庫納付した。</p> <p>また、平成23年度においては、平成21年3月末日に廃止した九州連絡事務所(295千円)、平成23年3月末日に廃止した北海道連絡事務所(337千円)に係る敷金等を平成24年3月29日に国庫納付した。</p> <p>なお、これ以外に基金には見直しの対象となる資産はない。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、組織運営の合理化を図るため、平成21年3月末日をもって九州連絡事務所、平成23年3月末日をもって北海道連絡事務所をそれぞれ廃止した。</p> <p>該当なし。</p> <p>○ 業務運営の効率化・合理化を図ることにより、賃借料については、平成23年度が前年度比▲6.1%、平成24年度が前年度比▲6.2%となった。</p>

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成22年5月に策定した随意契約等見直し計画については、着実に実施しており、真にやむを得ない場合(事務所等の賃借、後納郵便料等)を除き一般競争入札等に移行している。</p> <p>なお、一者応札・応募を改善するため、入札参加要件の見直し等を行った。平成22年度、平成23年度及び平成24年度の実績は、以下のとおり。</p> <p>【平成22年度の契約状況】 (金額ベース) 一般競争等 215,555千円(46.0%)、競争性のない随意契約 252,559千円(54.0%) (件数ベース) 一般競争等 20件(71.4%)、競争性のない随意契約 8件(28.6%)</p> <p>【平成23年度の契約状況】 (金額ベース) 一般競争等 938,618千円(77.8%)、競争性のない随意契約 267,589千円(22.2%) (件数ベース) 一般競争等 18件(64.3%)、競争性のない随意契約 10件(35.7%)</p> <p>【平成24年度契約状況】 (金額ベース) 一般競争等 190,921千円(45.7%)、競争性のない随意契約 226,574千円(54.3%) (件数ベース) 一般競争等 16件(66.7%)、競争性のない随意契約 8件(33.3%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	—
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、平成23年7月以降に入札公告を行う契約について、法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとしている。</p> <p>なお、取組開始後から平成25年6月30日現在までの期間で公表に該当する契約はなかった。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	● 郵便物の発送については、年間の発送計画を策定し、同一送付先については、取りまとめて送付するなどによりコスト削減に努めている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 一者応札案件については、公告期間の延長、入札不参加事業者への聞き取り等の改善に向けた取組を実施している。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	● 役員給与・職員給与とも「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から見直しを行った。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	● 役職員の給与水準については、中期目標等において「平成18年度の対国家公務員地域別指数(地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)110.0について、中期計画期間終了時までには10ポイント低下させる」とし、平成24年度における同指数は97.8となり平成18年度から12.2ポイント改善した。 なお、これまでとった措置は以下のとおりである。 ① 国家公務員の給与改定を下回る給与改定(平成21年度では国家公務員給が平均▲0.2%に対し基金は平均▲1.2%) ② 管理職割合の引下げ(平成20年度、21年度及び平成23年度に管理職ポスト各1名削減、中期目標期間終了時までには2割まで引下げ) ③ 管理職手当の引下げ(平成21年度では▲2.0%、平成23年度から国と同様に定額制に移行し、平成24年1月に▲1.0%) ④ 役員給与・職員給与とも「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて、平成24年4月から見直しを行った。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	—
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 平成15年度分から個人情報保護にも留意しつつ、役員報酬等を個別に年金基金のホームページに公表している。

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、主務省評価委員会及び総務省評価委員会において、中期目標等で掲げた目標の進捗状況についてチェックを受けている。また、監事監査においても、給与水準の適正化に関する対応状況について、監査を受けている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 一般管理費、事業費については、平成20年度に策定した中期目標等においてそれぞれ平成19年度比15%、13%以上抑制する効率化目標を定め、着実に業務運営コストの削減した結果19.1%、25.0%の削減となった。 第3期中期目標(平成25年度～29年度)においても、それぞれ、毎年度平均で対前年度比3%、1%抑制する効率化目標を定めている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費、給与振込経費など事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準拠したものとなっている。なお、海外出張旅費については、該当はない。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 毎年度の事業費等については、加入者数等に基づき積算し、必要性や所要額を精査している。また、一般管理費等については、中期目標等に基づき削減に努めている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● コンプライアンスを確保するため、年金基金に設置したコンプライアンス委員会を中心に内部統制の強化を図っている。また、平成22年度からは、平成21年度監事監査報告に基づき業務におけるリスクとその重要性を評価し、重要なリスクを重点的に監査の対象とする手法を採用するなど、内部監査態勢の一層の高度化等を行っている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 農業者年金事業は選択を要する事業ではないが、年金基金においては、業務・マネジメントについて第三者(加入者の代表者、年金に知見を有する学識経験者等)による運営評議会を設置し、その意見を業務運営に反映させるなど、事業実施の効率化・透明化を図っている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 運営評議会の開催状況及び意見の反映状況については、主務省評価委員会による評価を行うとともに、その結果をホームページにおいて公表を行っている。</p>

No.	66	所管	農林水産省	法人名	農業者年金基金
-----	----	----	-------	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 農業者年金事業（新制度）	行政事業レビュー（公開プロセス）の結果に基づく業務改善等	23年度から実施	行政事業レビュー（公開プロセス）の結果に基づき、農業者年金事業の業務の改善等を着実に実行。	2a	<p>行政事業レビュー（公開プロセス）の結果を踏まえ、</p> <p>①都道府県への委託事業については、平成23年度から廃止</p> <p>②コスト削減として新聞広告を平成22年度から廃止</p> <p>③平成22年度に行った加入者・受給者等に対する聞き取り調査結果等に基づき、</p> <p>・従前、農業協同組合のみであった加入申込窓口を平成23年度当初から農業委員会（1,675機関）にも拡充</p> <p>・手続漏れの予防のため、年金支給の裁定請求の勧奨に加え、新たに政策支援加入者に対する加入要件の変更に係る手続の勧奨を実施</p> <p>・加入者に提供する年金額に関する情報について、基金ホームページの年金額を試算するページの改善等の業務改善を実施。</p> <p>これらに加え、平成26年度当初から、新たな農業者年金記録管理システムを導入するとともに、これに合わせて、加入申込手続き等に関する標準処理期間を短縮化するよう取組を進めているところ（現中期目標に明記）。</p>	左記に掲げた、新たな農業者年金記録管理システムの導入及び加入申込手続き等に関する標準処理期間の短縮化が平成26年度当初から実施されるよう着実に取り組む。
02 農業者年金事業（旧制度）	-	-	-	-	-	-
03 農地等の買入資金に係る債権管理（旧制度）	-	-	-	-	-	-

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04 事務所等の見直し	23年度から実施	本部事務所（西新橋）について、業務内容を考慮しつつ、より効率化する形で事務所経費を縮減する。	1a	<p>業務運営の効率化・合理化を図る観点から、平成23年度の賃借料の引き下げ（平成22年度比▲6.1%）に加え、平成24年度の賃借料についても引き下げ交渉を行った結果、平成23年度比▲6.2%となった。</p>	措置済み

No.	66	所管	農林水産省	法人名	農業者年金基金
-----	----	----	-------	-----	---------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	農業者年金事業	委託業務 ①特別相談活動事業を廃止する。	1	①特別相談活動事業については、平成19年度末をもって廃止した。	措置済み
2			②個々の委託先における業務の実施状況や結果の検証を行った上で、それぞれの委託費を、業務実態等を踏まえた適正な額とし、委託費全体の削減を図る。	1	②委託費については、業務量を反映した配分となるよう見直しを行うとともに、業務の実態を踏まえた適切な額とし、計画的な削減に取り組んだ結果、中期目標における平成19年度比13%抑制の目標に対し、平成24年度には25.0%抑制となった。	措置済み
3			③制度普及活動については、経済性・有効性を高める観点から、効果の高い活動事例を活用した普及活動を積極的に推進すること等により重点化し、メリハリの利いた効率的な普及活動を実現する。	1	③効果の高い活動事例を活用した制度普及活動を推進するとともに、認定農業者や家族経営協定締結者などに重点化した加入推進活動などメリハリの利いた活動を行った。	措置済み
4	組織の見直し	支部・事務所等の見直し	北海道（札幌市）と九州（熊本市）にある、地方連絡事務所を平成22年度までに廃止する。	1	九州連絡事務所については平成20年度末、北海道連絡事務所は平成22年度末をもって廃止した。	措置済み
5	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	コンプライアンス委員会を設置する。	1	平成20年3月にコンプライアンス委員会を設置した。	措置済み
6			契約審査委員会を設置する。	1	平成20年2月に契約審査委員会を設置した。	措置済み
7		保有資産の見直し	柏職員宿舎については、平成20年度乃至平成21年度に売却する。	1	平成22年3月に宿舎及び土地を売却し、売却代金（67,507千円）については平成23年3月に国庫納付した。	措置済み